

年金だより

4月から

国民年金が変わります

平成14年4月から国民年金保険料の取扱いが町から国に変わることにより、現在、町から送付されている国民年金保険料の納付書は、国（社会保険庁）から被保険者の皆様に送付されることとなります。

また、現在口座振替によって保険料を納付している方は、振替先が国（社会保険庁）に移行されますが、本人の手続きは必要なく、国（社会保険庁）で行うこととなります。口座振替開始の確認については本年2月頃に国（社会保険庁）より本人に通知されることとなります。

納付場所については、13年度の金融機関に加え、全国の金融機関、農協、郵便局などで納付できることとなります。

納付場所については、13年度の金融機関に加え、全国の金融機関、農協、郵便局などで納付できることとなります。

納付書の取り扱いについて ご注意ください

平成14年4月から、役場庁舎内にある千葉銀行横芝支店派出所では、国民年金保険料の取扱いがでなくなりす。

（ただし、平成13年度国民年金保険料については、4月末日まで取扱います。）

※問い合わせ先

住民課年金係 ☎ 82-8813

20歳からスタート 国民年金

成人を迎えられたみなさん、おめでとうございます。

私たちは今、世界一長生きできる国に住んでいます。これはすばらしいことです。みなさんは20歳を迎えると、成人として多くの権利が認められますが、また同時に義務を課せられます。

国民年金に加入することもその一つです。

「40年も先のことなんて……」とあなたは思うでしょうが、若いあなたも必ず老年を迎える日がきます。

20歳から60歳になるまでの人は、公的年金制度のひとつに加入しなければならず、厚生年金・共済組合に加入していない学生や農業、自営業などの人たちは、加入しなければなりません。

「20歳になったあなた」国民年金に加入して大人の仲間入りをしましょう。

昨年10月からスタートしました

●「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度」

賃貸住宅の貸主は、高齢者の方のための賃貸住宅の登録を申請することができ、その登録情報は、都道府県又は都道府県の指定登録機関の窓口やそのホームページで見ることが出来ます。

●「家賃債務保証制度」

登録住宅の貸主、入居を希望する高齢者が利用できる制度です。

【貸主が最初に行なう手続き】

高齢者住居支援センターと基本約定を締結します。

【保証利用希望の際の手続き】

入居申し込みの際に、高齢者住居支援センターに家賃債務保証の申し込みをすると、高齢者住居支援センターが月額家賃6ヶ月を限度に家賃の支払債務を保証します。

その際、月額家賃の35%に相当する額を、2年間の保証料としてお支払いいただきます。

※問い合わせ先

・登録・閲覧制度

千葉県都市部住宅課 ☎ 043-2223-3226

・家賃債務保証制度

高齢者住居支援センター（財）高齢者住宅財団

☎ 03-3206-5323

ホームページ <http://www.koujuzai.or.jp/>